

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 こども家庭庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	経済社会の構造変化を踏まえた子育て支援に関する政策税制の見直し等	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>令和6年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和5年12月14日）に基づき扶養控除等の見直し及び①の措置を講ずるとともに、これらと併せて②についても所要の措置を講ずる。</p> <p>①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充 ②ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長</p> <p>・ 特例措置の内容 【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】 ◎令和6年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和5年12月14日）【抜粋】 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し (1) 子育て支援に関する政策税制 (略) ① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充 子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずる。 また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。 東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を講ずる。また、新築住宅の床面積要件を緩和する。 なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。 (略) 6. 扶養控除等の見直し 児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。 これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。 (略) ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。 また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。(略)</p>	

<p>関係条文</p>	<p>【②の要望内容について】</p> <p>(1)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付け（制度拡充分も含む）に係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き個人住民税を非課税とする措置を講じる、(2)児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き個人住民税を非課税とする措置を講じる。</p> <p>【扶養控除等の見直し及び①の要望について】</p> <p>(扶養控除等の見直しについて)</p> <p>地方税法第34条第1項第11号、第314条の2第1項第11号 等</p> <p>(①について)</p> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条、第41条の2、第41条の2の2、第41条の2の3、第41条の3、第41条の3の2</p> <p>租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条、第26条の2、第26条の3、第26条の4</p> <p>租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の21、第18条の22、第18条の23、第18条の23の2、第18条の23の2の2</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第6条、第6条の2</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第4条、第4条の2</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和2年財務省令第44号）第4条、第4条の2</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）附則第5条の4、第5条の4の2</p> <p>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第2条の3</p> <p>【②の要望について】</p> <p>地方税法第32条</p> <p>租税特別措置法第41条の8</p> <p>租税特別措置法施行規則第19条の2第14項及び第19項</p>
<p>減収見込額</p>	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>【扶養控除等の見直し及び①の要望について】</p> <p>児童手当について、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなることを踏まえつつ、扶養控除等の見直しを行うとともに、子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者が一がーのことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じ、子育て支援を進めることを目的とする。</p> <p>その上で、①については、住宅取得者の負担を軽減し、無理のない負担での住宅取得を促進すること（特に、子育て支援の観点から子育て世帯等への支援）及び住宅建設の促進を通じた内需の拡大等に資することに加え、住宅の省エネ性能の向上及び長期優良住宅等の取得の促進とともに、既存の住宅ストックの有効活用及び優良化を図ることにより、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図る。</p> <p>【②の要望内容について】</p> <p>自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住宅支援資金の貸付を行うことにより、資格取得や就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>また、児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は進学した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、住居支援費や生活支援費、資格取得支援費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】</p>

	<p>子育て世帯に対する安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど様々なニーズへの対応が必要である。</p> <p>その上で、①については、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、「子どもを産み育てやすい住まいの実現」が目標として掲げられ、「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」、「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」が位置付けられているほか、「子ども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においても、「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する」こととされている。</p> <p>【②の要望内容について】</p> <p>ひとり親家庭住宅支援資金貸付金は、自立に向けて取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居費（上限4万円）を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が1年以内に就職し、就労を1年間継続した際には返済免除とすることにより、低所得のひとり親の自立支援を図っている。</p> <p>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業は、家庭の支援等に欠け、安定した生活基盤の確保が困難な施設退所者等の中でも、特に経済的な困難に直面しているものに対し、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が就労継続した際には返済免除とすることにより、施設退所者等の自立支援を図っている。</p> <p>これらの制度による貸付金が返済免除とされた場合の免除益について、ひとり親や施設退所者等の自立の妨げとならないよう、返済免除とされた場合の免除益の非課税措置を講じる必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 <こども政策の推進></p> <p>1. こども政策の総合的な推進 2～4 (略) 5. 児童虐待防止対策、社会的養護の推進及びびヤングケアラー等への支援に関する施策の推進 6. ひとり親家庭等への自立支援に関する施策の推進及びこどもの貧困対策の総合的推進 7・8 (略)</p>
		政策の達成目標	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定長期優良住宅のストック数 113万戸（令和元年度）→約250万戸（令和12年度） ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→14兆円（令和12年） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→30%（令和12年度） ・ 耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30年）→おおむね解消（令和12年） <p>【②の要望内容について】 ひとり親家庭や児童養護施設等の退所者が安心して貸付金を借りることができる環境を整え、その自立の促進を図る。</p>
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>①について 1年間（令和7年1月1日～令和7年12月31日）。</p> <p>【②の要望内容について】 —</p>

有効性	同上の期間中の達成目標	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定長期優良住宅のストック数 113 万戸（令和元年度）→186 万戸（令和 7 年度） ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年）→13 兆円（令和 7 年） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成 25 年度）→22.9%（令和 7 年度） ・ 耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30 年）→おおむね解消（令和 12 年） <p>【②の要望内容について】</p> <p>—</p>
	政策目標の達成状況	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定長期優良住宅のストック数 159 万戸（令和 5 年度） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 18%（令和 4 年度） <p>※認定長期優良住宅のストック数及び省エネ基準に適合する住宅ストックの割合以外の達成目標は、5年に1度実施される「住宅・土地統計調査」（総務省）により、各数値を把握しており、結果が公表されている直近の調査が平成 30 年調査であるところ、最新の達成状況を把握することが困難。</p> <p>【②の要望内容について】</p> <p>—</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>①について</p> <p>精査中</p> <p>【②の要望内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭住宅支援資金貸付：返済免除件数：871 件（令和 5 年度） ・ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付：累積返済免除件数：730 件（令和 6 年 4 月 1 日時点）
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>①について</p> <p>住宅購入者に占める子育て世帯・若者夫婦世帯の割合は7割以上であり、また子育て世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあることに加え、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されるところ、住宅ローン減税において、子育て世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすること及び床面積要件を 40 m²に緩和することは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的であると考えられる。</p> <p>【②の要望内容について】</p> <p>貸付金の償還免除は自立の促進の観点から制度上認めているものであり、それに対し</p>

		て課税することは自立を妨げることになるため、返済免除額を非課税とすることはそうした事態を避けるため有効である
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】</p> <p>—</p> <p>【②の要望内容について】</p> <p>○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。 (母子家庭等対策総合支援事業(197億円)の内数)</p> <p>○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 就職や進学等のために児童養護施設等を退所した者等に対して、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸し付けを行うことにより、施設退所者等の自立を支援する。 (児童虐待防止対策等総合支援事業(293億円)の内数)</p> <p>※上記予算額いずれも令和7年度概算要求のもの</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】</p> <p>—</p> <p>【②の要望内容について】</p> <p>○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 中長期的なひとり親の自立支援の観点から、一定条件下で返済免除となる住宅支援資金の貸付制度(予算措置)を設けているところ、ひとり親の自立を促進する観点から、貸付金の返済を免除する際における免除益について非課税措置等を要望するもの。</p> <p>○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 施設退所者等の自立を支援する観点から、一定条件下で返済免除となる家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付制度(予算措置)を設けているところ、施設退所者等の自立を促進させる観点から、貸付金の返済を免除する際の免除益についても、事業予算の積み増し分についても非課税措置を要望するもの。</p>
要望の措置の妥当性	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>①について</p> <p>居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図るにあたり、国民、行政双方の負担軽減や、効率的かつ公平な支援の実現の観点からも、確定申告の際に控除の手続きも併せて行い税の減免を受けられるという税制措置による仕組みが適当である。</p> <p>【②の要望内容について】</p> <p>○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 自立支援を目的として貸し付けられた住居費の返済の免除益が自立の妨げとならないよう、非課税とする必要がある。</p> <p>○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 自立支援を目的として貸し付けられた家賃支援費や生活支援費、資格取得支援費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、積み増し分についても同様に措置する必要がある。</p>	

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>(①について)</p> <p style="text-align: right;">(単位：(適用件数) 件、(減収額) 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>438,176</td> <td>1,739</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>425,387</td> <td>1,838</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>423,886</td> <td>2,023</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>431,338</td> <td>2,082</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>426,097</td> <td>2,018</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用件数：要件が類似している住宅用家屋の所有権の保存登記・移転登記に係る特例措置（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅に係るものを含む。）の適用件数（登記統計（法務省）より）を元に推計（同特例措置の適用件数に、住宅ローン利用者の割合を乗じて算出）。 ・減収額：総務省「市町村課税状況等の調 <p>【②の要望内容について】</p> <p>—</p>	年度	適用件数	減収額	令和元年度	438,176	1,739	令和2年度	425,387	1,838	令和3年度	423,886	2,023	令和4年度	431,338	2,082	令和5年度	426,097	2,018
	年度	適用件数	減収額																	
	令和元年度	438,176	1,739																	
令和2年度	425,387	1,838																		
令和3年度	423,886	2,023																		
令和4年度	431,338	2,082																		
令和5年度	426,097	2,018																		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—																			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>(①について)</p> <p>住宅ローン減税においては、省エネ性能等の高い住宅については、控除の対象となる借入限度額の上乗せ措置を講じているが、特に平成21年から上乗せ措置が講じられている認定長期優良住宅については、そのストック数が順調に増加しているとともに、住宅ローン減税の適用件数のうち認定長期優良住宅に係る件数も令和2～5年度の各年において、9万件前後（推計※）で推移し、認定長期優良住宅の認定件数の7、8割程度を占めている。現状、本措置のみによる効果の規模を分析することは困難であるものの、同様の目的を有する他の支援制度に比しても総支援額が大きいことから、本措置は上記達成目標の実現に寄与していると考えられる。</p> <p>加えて、住宅購入者に占める子育て世帯・若者夫婦世帯の割合は7割以上であり、また子育て世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあるところ、住宅ローン減税において、子育て世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすることは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的であると考えられる。</p> <p>※認定長期優良住宅の所有権の保存登記に係る特例措置の適用件数を元に推計（同特例措置の適用件数に、住宅ローン利用者の割合を乗じて算出）</p> <p>【②の要望内容について】</p> <p>—</p>																			

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>【扶養控除等の見直し及び①の要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>— (①について)</p> <p>平成 21 年度 創設 (個人住民税からの控除) 平成 25 年度 拡充 平成 27 年度 延長 平成 28 年度 延長 令和元年度 拡充 令和 3 年度 拡充 令和 4 年度 拡充 令和 6 年度 拡充</p> <p>【②の要望内容について】</p> <p>○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け 令和 4 年度、令和 5 年度及び令和 6 年度税制改正要望で、令和 6 年度予算に係る分までについて認められた。</p> <p>○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 平成 31 年度、令和 5 年度及び令和 6 年度税制改正要望で、令和 5 年度補正予算に係る分までについて認められた。</p>